

“むらかみ地域”まちづくり通信 第130号

令和3年1月15日



旧年中は新型コロナウイルスの影響の中、皆様よりたくさんのご支援ご協力を賜り、有難く厚く御礼を申し上げます

やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上



市民協会のまちづくり(パートナー)のロゴマーク

本年も 協議会の活動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます

村上地域まちづくり協議会 令和3年度通常総会について

令和3年度の通常総会を下記の日程で予定しています

日時 令和3年4月17日(土) 午後3時～

会場 村上市教育情報センター 視聴覚ホール

地域ぐるみの除雪をお願いします



地域の皆さんには、ちょっとした除雪の援助など温かな支援をお願いします。

特に高齢のお年寄りだけの世帯など、自力で作業ができない場合は、ご近所の皆さんのお力添えをお願いします。



三の丸カフェ まちなかま

開催日：毎月第2・第4金曜日 午後1時～午後3時30分まで
場所：三の丸記念館(村上市三之町)

参加費:無料!

ただし、お茶菓子代等実費をいただいています(100円程度)

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、状況により中止とする場合があります。

今年もよろしく お願いします

令和3年1月の開催日は…

1月8日(金) 終了しました
1月22日(金)

です!

令和3年2月の開催日は…

2月12日(金)
2月26日(金)

です!

本年度の「お祭り体験講座」は 開催を見合わせます

例年3月に開催しておりました、伝統文化部会事業「お祭り体験講座」は、新型コロナウイルス感染症収束の目途が未だ見通せないことから、“お囃子演奏体験”、“乗り子・曳き廻し体験”共に本年度の開催を見合わせることにしました。

開催を期待されておられた皆さま、また、参加することを楽しみにしておられた皆さまには、大変残念なお知らせとなりましたが、何卒ご容赦ください。 伝統文化部会

令和3年度

地域づくり支援事業補助金の申請受付（一次募集）について

村上地域まちづくり協議会の事業で、町内単位や複数町内の活動を支援する「地域づくり支援事業補助金」の令和3年度の申請（一次募集分）について、2月1日（月）から受付を開始するべく準備を進めております。

今回の募集は、例えば“美しい町並み事業”のように、毎年継続した事業を4月1日から実施できるように配慮し、事前に募集受付をするものです。

詳細（交付要綱、事務事業の流れ、申請書等）は、1月下旬に各町内区長さん宛に送付するほか、ホームページにも掲載します。また、協議会事務局（村上市役所5階自治振興課内）へお気軽にお問い合わせください。

該当する事業がある場合は、各町内区長さんを通じて相談・申請をお願いします。

◆地域づくり支援事業補助金のメニュー

対象事業	事業内容	対象経費と要件	補助金の限度額
1 新しい組織立上げ事業	町内又は複数町内で行う町内事業活性化や世代間交流に向けた新たな組織の設置	設置活動費。組織の人数要件は5人以上とする。1町内1組織に限る。	初年度 3万円 2年目以降1万円
2 子育て支援・ふれあい事業	町内又は複数町内で行う子どもの居場所づくり事業や子どもと高齢者とのふれあい事業	活動費。子どもの年齢は小学6年生以下とし、活動回数は、年間6回以上とする。1町内1事業に限る。	2万円
3 伝統行事支援事業	伝統行事の受け入れ事業	活動整備費。参加受入は中学生以下1人以上を含むものとする。1町内2行事に限る。	1行事1万円
4 美しい町並み事業	環境整備事業	植栽や清掃などに係る活動整備費	3万円
5 元気づくり事業	町内の課題解決や活動の充実又は活性化につながる事業	活動整備費。集会施設整備に係る経費は除く。令和3年度まで1町内3事業に限る。	30万円

付記

- 1 食糧費（飲食代）及び他の助成対象経費は、すべての対象事業において対象外経費とする。
- 2 補助事業は、補助金完結ではなく、地域住民が活動主体の全部又は一部を担うものとする。
- 3 複数町内で連携する場合は、町内ごとに補助するのではなく、事業に対して補助する。
- 4 同一年度における1町内の補助金限度額は、設定しない。
- 5 補助対象事業費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。
- 6 事業の運営等の一切は、主催者が行うものとする。
- 7 村上大祭及び七夕祭りに係る経費については、地域が一体となった祭行事を指すものとし、屋台の修繕費や経常的な運営費を除く。
- 8 補助期間は平成29年度から令和3年度までの5年間とする。

★地域づくり支援事業は5か年計画で実施されており、令和3年度が最終年度となります。特に「元気づくり事業」について、未実施のご町内は積極的な活用をご検討ください。（令和4年度以降も引き続き実施するかは未定です。）

★新型コロナウイルス感染症予防に伴う3密解消対策に活用できるものもありますのでご相談ください。

★申請期限は、3月中旬を予定しています。

★地域の経済活性化に繋げるため、地域内の商店・事業所の利用を推進します。この補助金を活用して購入する物品等については、地域内の商店・事業所から優先して購入してください。

令和2年度分「随時申請」も引き続き受付しています！（新型コロナ対策）

令和2年度分の地域づくり支援事業での新型コロナウイルス感染症予防に伴う3密解消対策への活用については、引き続き「随時申請」を受け付けています。お気軽に事務局へご相談ください。（年度内に完了できるものに限ります。）

例えば、2月の初午行事（ゴリショ）での子どもたちの参加受入れについて3密解消対策を施して実施する場合は、“伝統行事支援事業”の対象とできる場合があります。ご検討ください。



お問い合わせ

村上地域まちづくり協議会

（事務局：村上市役所自治振興課自治振興室）

電話 0254-53-2111（内線5110）

0254-75-8926（直通）

FAX 0254-53-3840

E-mail jichi-mu@city.murakami.lg.jp

ホームページへのアクセスは [村上まち協](http://www.city.murakami.lg.jp)

<http://www.city.murakami.lg.jp>

村上地域まちづくり協議会フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/murakami.machikyou>



いいね！
をお願いします